

地域コミュニティ協議会 活動の手引き

令和5年10月

【第1版】

目次

1. はじめに	P. 1
2. 地域コミュニティ協議会とは	P. 2
3. 地域コミュニティプランとその更新について	
(1) コミュニティプラン策定委員会等の設置、開催、策定スケジュールの検討	P. 3
(2) 現行プランの総括	P. 3
(3) 地域の現状・課題の把握	P. 4
(4) 目標・運営方針・組織体系・スローガンの決定	P. 4
(5) 具体的な事業の検討	P. 5
(6) コミュニティプランのまとめ	P. 5
4. プラン策定後の活動について	
(1) 事業の企画	P. 6
(2) 事業の振り返り	P. 6

5. 地域コミュニティ協議会の活動状況

- (1) 親睦・交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8
- (2) 防災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10
- (3) 安心安全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 12
- (4) 環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 14
- (5) 福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 16
- (6) 青少年育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 18
- (7) 社会教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 20
- (8) 社会体育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 22
- (9) 広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 24

6. 役員の役割について

- (1) 会長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 25
- (2) 副会長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 25
- (3) 部会長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 25
- (4) 監事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 25

7. 役員会について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 26

8. 部会について

- (1) 部会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 26
- (2) 部会を円滑に進めるために・・・・・・・・ P. 26
- (3) 部会を充実させる4つの工夫・・・・・・・・ P. 27

9. 協議会における事業実施までの流れ

- (1) 事業実施までの流れ・・・・・・・・ P. 27
- (2) 役員会や部会の開催頻度について・・・・・・・・ P. 27
- (3) 役員会や部会を効率よく実施する工夫・・・・・・・・ P. 27

10. 事務局の役割について・・・・・・・・ P. 28

11. 構成団体との連携・協力のあり方に関するQ&A・・・・・・・・ P. 29

12. 協議会の現状及び課題と今後必要な取組について

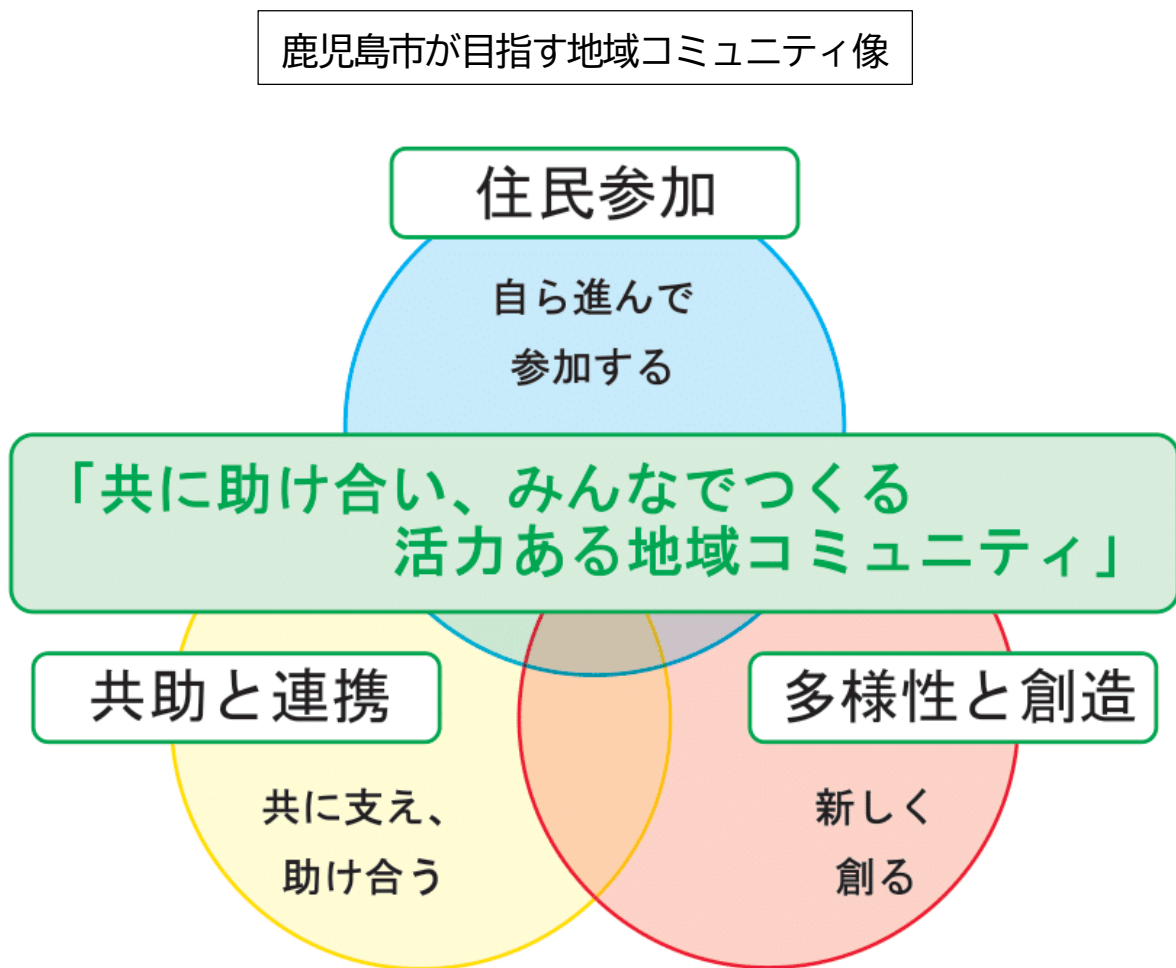
- (1) 協議会の運営と活動に関する3つの課題・・・・・・・・ P. 31
- (2) 協議会に今後必要な3つの取組・・・・・・・・ P. 33
- (3) 現状の振り返りと更なる発展充実に向けた4つの選択・・・・・・・・ P. 34
- (4) 地域コミュニティ協議会に推奨したい取組の事例・・・・・・・・ P. 37
- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 40

1. はじめに

この冊子は、地域コミュニティ協議会に初めて関わる方やすでに役員をされている方々に向けた活動の手引きです。協議会や地域コミュニティプランに関する説明や、実際に各協議会が取り組んでいる活動を紹介するほか、協議会の運営に関する解説を行っています。

また、令和4年度に行った「コミュニティ意見懇話会」での意見を踏まえ、協議会が抱える運営上の課題に、今後どのように向き合っていくべきかをまとめています。

各協議会の皆さんが、活動や運営に悩んだり、迷ったりしたとき、この冊子が少しでも参考になればと思います。

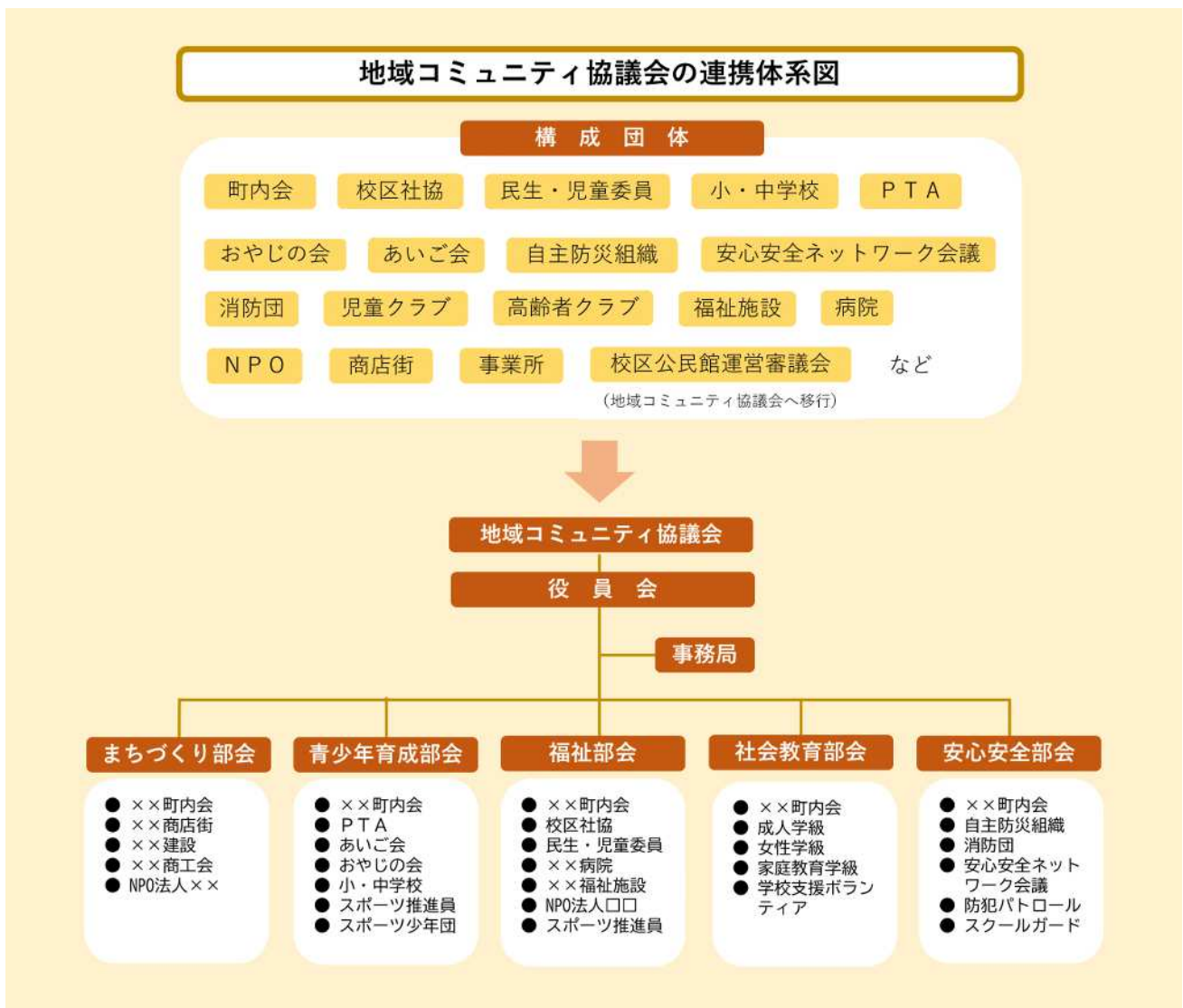


2. 地域コミュニティ協議会とは

町内会をはじめとする、地域の多様な各種団体が連携を図り、自主的・主体的に、地域の課題解決や円滑な校区コミュニティ活動を推進する組織です。

原則として1小学校区に1団体の設立とし、地域の住民や所在する法人、団体などの誰もが参加でき、地域の方々によって運営されています。

様々な地域課題に対応していくには、それぞれの団体が個別に活動していくよりも、地域全体で意見を出し合い、連携・協力して活動していくことで、地域の多様な人材や資源の有効活用が図られていくことを目指し、協議会は設立されました。



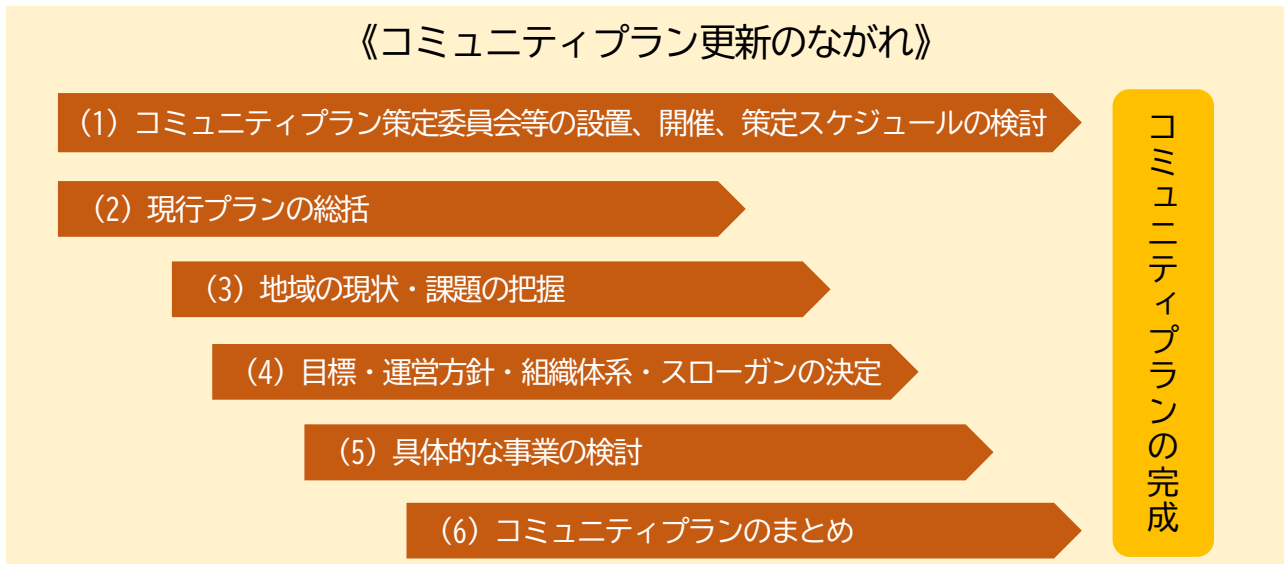
地域コミュニティ協議会ってこんな場所

- 町内会やあいご会等の地域団体のほか、学校や事業所など多様な主体が連携するための基盤
- 構成団体の活動について情報を共有しながら小学校区の地域活動を包括的にマネジメントする場
- 地域住民が主体的にまちづくりに参画し、将来を見据えた地域課題の解決や資源の活用に取り組む場

3. 地域コミュニティプランとその更新について

協議会では、地域の課題解決や資源活用など、自分たちでまちづくりに取り組んでいくため、1期5年を計画期間とする「地域コミュニティプラン（地域振興計画）」を策定しています。このプランを基本的な指針とすることで、役員等の入れ替えがあっても、地域として目指す方向性がブレずに活動を続けることができます。

コミュニティプランの更新は、期間満了までに、以下のような流れで行います。



(1) コミュニティプラン策定委員会等の設置、開催、策定スケジュールの検討

コミュニティプランを更新するにあたり、意思決定を行う策定委員会やプランの素案等を作成する企画委員会（準備委員会）等を立ち上げます。各委員会等は以下のような役割分担で新たなプランを策定していきます。

役割	
策定委員会	プランの内容について議論・意思決定を行います。
企画委員会	アンケート調査やワークショップの企画を行います。また、プランの素案を検討し、策定委員会に諮ります。なかには企画委員会（準備委員会）を立ち上げず、事務局や会長・副会長が担う場合もあります。
部会	現行プランに基づき実施した事業の反省・評価を行います。また、地域の現状や課題、示された運営方針等に基づき、新たなプランで実施する具体的な事業の検討を行います。
事務局	プラン策定にかかるスケジュール管理や資料の準備、全体の取りまとめ、印刷業者への手配等を行います。

(2) 現行プランの総括

まずは現行のプランについて総括し、改善すべき点を踏まえ、プラン更新に向けた大まかな方向性を話し合います。普段から事業実施後に評価をしておくことが大切です。

(3) 地域の現状・課題の把握

次に地域では何が課題なのか、どのような資源を生かせるのか、地域の現状と課題を把握します。把握する方法として、地域住民参加型のワークショップやアンケート調査、まち歩きなどがあります。それぞれの方法の特徴を理解し、時には組み合わせながら、地域に合った方法を検討しましょう。

	ワークショップ	アンケート調査	まち歩き
概要	構成団体や地域住民が参加し、自由に意見を出し合える対話の場を設けます。対話により、想いを共有することで相互理解が深まります。	地域住民や構成団体にアンケートを行い、地域の現状や課題、協議会に期待することなどを調査します。	テーマをもって歩いて回ることで地域の課題や資源を把握し、協議会で優先的に取り組むべき活動を確認します。
特徴	新たな視点を得られたり、新しい協力者を得るきっかけになったりするほか、参加者の地域活動へのモチベーションの向上にもつながります。 中立の立場で議論をサポートする人（ファシリテーター）がいると、対立が生まれず成果を得やすくなります。	多くの人に意見を聴けるほか、広いテーマについて意見を収集することができます。 アンケートを取る対象の範囲によって、コストや集計作業の負担に差が出ます。	複数人で地域を歩いて回ることで、普段の生活では見落としていた新たな気づきが得られることがあります。



ワークショップ等を開催する際のポイント

ワークショップ等を開催する場合は事前の段取りや議論する際のルールづくりが大切です。下記の動画を参考に必要な準備を確認しましょう。

《参考動画》NHK for School アクティブ10プロのプロセス（第1回）議論のまとめ方

https://www2.nhk.or.jp/school/watch/bangumi/?das_id=D0005180417_00000



(4) 目標・運営方針・組織体系・スローガンの決定

次に現行プランの総括やワークショップ等により把握した地域の現状や課題を踏まえて、協議会の目標やスローガン、運営方針、組織体系について見直す必要がないかを話し合います。



見直す際のポイント

- 現行プランの策定に関わっていない新しいメンバー（視点）を加える。
- 次期プランの方向性を決める重要な内容なので、複数人でじっくりと議論する。

(5) 具体的な事業の検討

次に各部会を中心に事業の現状・課題を整理し、必要な取組を見直します。前述の協議会が設立された目的を確認しながら、プランに載せる事業をしっかりと吟味しましょう。

見直す際のポイント

- 地域のニーズと協議会としてやりたいこと・できることのバランスが取れる事業にする。
- 協議会があまり関与していない事業があれば整理する。
- 他校区や県内外の取組事例を知る。

《参考サイト》

(1) 鹿児島市 79 校区のコミュニティプラン

すべての協議会のコミュニティプランを市の HP で公表しています。

URL : <https://onl.sc/2iax8yA>



(2) NHK地域づくりアーカイブス

地域課題の解決のため、全国の先進事例がまとめられています。

登録は不要で、誰でも無料で閲覧できます。

URL : <https://www.nhk.or.jp/chiiiki/>



(3) 地域づくりに取り組む人たちのための雑誌「まちむら」

全国の町内会や協議会、NPO 等の取組が紹介されています。

雑誌を購読できるほか、一部のバックナンバーを閲覧できます。

URL : <http://www.ashita.or.jp/publish/mm/index.htm>



(6) コミュニティプランのまとめ

最後にコミュニティプランに掲載する内容を検討します。

	充実版	OR	簡易版 (概要版)
掲載内容例	<ul style="list-style-type: none">・校区の基礎データや特性・地域の現状と課題(アンケート結果等)・現行プランの反省・評価・新たなプランで掲げる目標・方針・事業計画・部会と構成団体		<ul style="list-style-type: none">・現行プランの反省・評価・新たなプランで掲げる目標・方針・事業計画・部会と構成団体

見直す際のポイント

- 現行プランから引き続き残す内容、削る内容、新たに加える内容等を検討する。
- 冊子のレイアウト (骨子案) を検討する。
- 直感的にわかるようにできるだけ字数を減らし、図表や写真 (イラスト) を活用する。
- 他校区のプランのまとめ方を参考にする。

4. プラン策定後の活動について

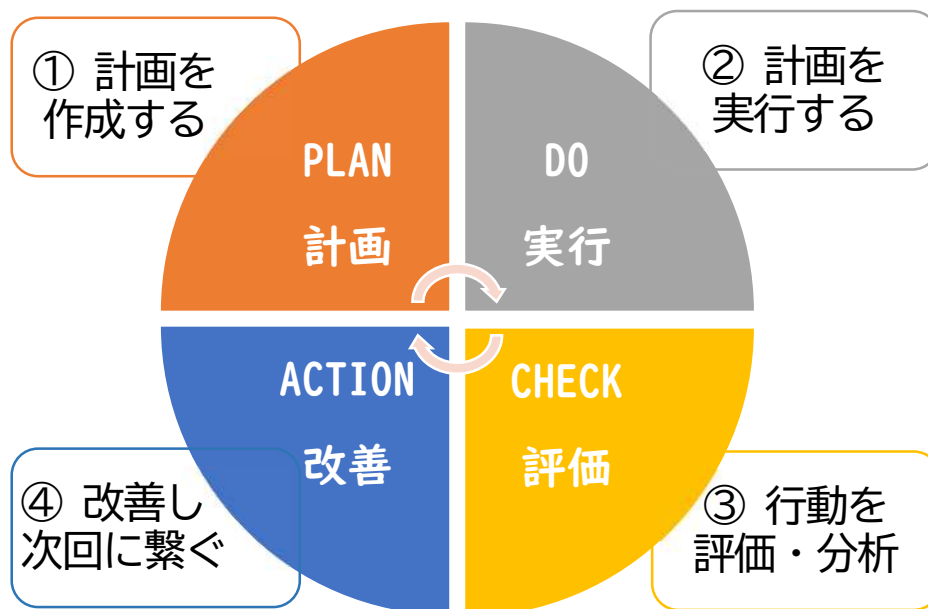
(1) 事業の企画

地域コミュニティプランに掲載した事業計画をもとに、年間事業計画を策定します。各事業の実施にあたり、個別の企画書を作成しておくことで、事業の反省や評価を行いやすくなるほか、次年度担当者への引継ぎもスムーズに行うことができます。

(2) 事業の振り返り

事業が終わったら、必ず実施した事業を部会で振り返り、反省・評価をしましょう。「事業の目的は達成されたか」、「役割分担は適切だったか」、「不足したものはなかったか」、「予算は適切に使われたか」、「効果的な広報がなされたか」などの項目を確認しておくことで、次回以降、より効果的な事業に改善することができます。

事業を継続的に改善するためのPDCAサイクル



事業企画・評価シート of 例

企画シート	プラン番号		事業名			
	目的					
	実施時期		場所		参加対象者	
					目標人数	人
	担当部会		協力団体			
	活動内容					
	役割分担					
	必要用具					
	予算	円	広報手段		打合せ回数	
備考						
評価シート	決算	(費目)	(金額)	参加人数	人	総合評価
	評価	日時・場所				
		目的の達成				
		役割分担				
		予算				
		広報				
		総評				

5. 地域コミュニティ協議会の活動状況

(1) 親睦・交流

① 地域における交流

地域では、住民の一体感を高めるため、夏祭りやレクリエーションなどの親睦・交流を目的とした活動に多く取り組んでいます。

安心安全や福祉など地域課題の解決を目的とした活動とは異なり、親睦・交流事業は地域住民にとって気軽に参加・参画しやすい活動であり、協議会と地域住民が接点をもつ貴重な機会です。親睦・交流事業をきっかけとして、住民同士の交流を促すと同時に、協議会の活動を知ってもらうことで、地域住民に協議会の活動についてより深く認知してもらうことが大切です。

また、地域資源を活用し、地域住民以外との交流機会をつくり、関係人口を増やすまちおこしに取り組む例もあります。

② 連携・協働のポイント

町内会ごとに行っていた事業を校区単位で統合し、行事の規模を拡大したり、役員の負担軽減につなげたりするほか、夏祭り等の多くの人が集まる行事に併せて、構成団体の活動をPRし、多くの住民に活動を知ってもらう機会につなげている例もあります。

③ 主な関係団体

i) 地域団体

団体名	関連する活動
町内会	夏祭り、十五夜、敬老会、クリスマス会等
あいご会	異年齢の子ども同士の遊びや様々な体験活動、会員の交流や親睦を図る活動（新1年生を祝う会、ハロウィン等）
おやじの会	親子体験活動、地域行事への協力等
商店街（通り会）	祭り、各種イベント等

ii) 行政機関

担当課	所管事項	連絡先
公園緑化課	公園の事前予約と使用料の減免	216-1366
観光振興課	おはら祭りの参加申込	216-1327
谷山ふるさと祭振興会事務局	谷山ふるさと祭りの参加申込	268-3576

④ 活動状況

活動事例 (構成団体主催事業を含む)			
各種祭り	おはら祭への参加	世代間ふれあい交流	十五夜
ゆるキャラの作成	農業収穫体験	留学生との交流会	地域資源を活用したイベント
初日の出を拝む会	歩こう会	レクリエーション	地域食堂



【夏祭り】



【地域食堂】



【農業収穫体験】



【おはら祭りへの参加】



【ゆるキャラの作成】



【地域資源を活用したイベント】



【レクリエーション】



【十五夜】



【世代間ふれあい交流】

(2) 防災

① 地域と防災

大規模な災害に備えるには、住民一人ひとりが自分の身を自分で守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって互いに協力し合いながら防災活動を組織的に取り組むこと（共助）が重要であり、防災は、特に地域住民の関心が高いテーマの1つです。鹿児島市では、概ね町内会を単位として自主防災組織が組織されており、各自活動に取り組んでいます。

② 連携・協働のポイント

小学校区単位で活動することで、訓練や研修会を効率良く行えるほか、1つの自主防災組織では取り組めない規模の活動ができるようになります。

また、自主防災組織同士がつながることにより、活動に関する事例の共有や有事の際の連携強化につながります。

③ 主な関係団体

i) 地域団体

団体名	関連する活動
自主防災組織	防災訓練、防災研修会、防災点検、避難行動要支援者支援等
消防団	災害発生時の人命救助や避難誘導、警戒、搜索等
民生委員・児童委員	避難行動要支援者支援

ii) 行政機関

担当課	所管事項	連絡先
危機管理課	自主防災組織や避難行動要支援者の避難支援に関する事	216-1213
地域福祉課	避難所運営に関する事	216-1244
警防課	消防団に関する事	222-0960



④ 活動状況

活動事例 (構成団体主催事業を含む)			
防災研修会	防災マップの作成	高齢者への災害に関する声掛け活動	防災デイキャンプ
避難所レイアウト図の作成	避難所運営ゲーム(HUG)	救急・応急訓練	防災点検
住民への意識啓発	炊き出し訓練	避難誘導計画の策定	桜島爆発避難対策



【救急・応急訓練】



【避難訓練】



【防災マップの作成】



【防災点検】



【避難所運営ゲーム(HUG)】



【消火訓練】



【大学との協働ワークショップ】



【防災研修会】



【防災デイキャンプ】

(3) 安心安全

① 地域と安心安全

鹿児島市では、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティ認証を取得しており、「事故やけがは原因を調べ、対策を行うことによって予防できる」という考えのもと、「交通安全」「学校の安全」「子どもの安全」「高齢者の安全」「DV防止」「自殺予防」「防災・災害対策」の7分野で、さまざまなデータに基づき、地域住民、行政、団体などが協働して事故やけがを予防する取組を行っています。

これに対し、地域では、防犯パトロール隊やスクールガードなど各団体が地域の安全確保のために活動しているほか、これらの団体で「地域安心安全ネットワーク会議」を組織し、相互の連携や情報の共有を図っています。

② 連携・協働のポイント

地域安心安全ネットワーク会議や部会の中で、関連団体と情報共有することが大切です。安心安全に取り組む団体は数多くありますが、活動の対象は大きく分けると「学校」と「地域全体」の2つに分類されます。それぞれどんな活動を実施しているか一度整理し、会議や活動について、連携・協力や効率化できることがないか検討してみましょう。

③ 主な関係団体

i) 地域団体

団体名	関連する活動内容
防犯パトロール(青パト)隊	登下校の見守り活動
スクールガード	通学路の見守り活動
スクールガード・リーダー	学校や通学路の安全評価・指導、スクールガードへの指導
スクールゾーン委員会	学校周辺の交通安全対策重点地域に関する点検等
児童通学保護員	登校する児童の保護誘導及び通行方法の指導
地域安全モニター	事件・事故等の被害防止活動
安心安全推進員	交通安全の確保に向け、住民理解を深めるための諸活動
町内会	防犯パトロール、空き家調査、防犯カメラの設置等
P T A	登下校の見守り活動、防犯パトロール、通学路点検

ii) 行政機関

担当課	活動に関連する所管事項	連絡先
安心安全課	セーフコミュニティに関すること	216-1512
警察署・交番	交通安全や地域安全に関すること 交通信号、規制標識に関すること	——
学校	学校の交通安全指導に関すること	——
各工事事務所または 建設事務所等	市道の陥没、ひび割れ等に関すること ※市道以外は各所管機関へ。所管が不明な場合は、道の相談室へ相談。(＃9910)	

④ 活動状況

活動事例 (構成団体主催事業を含む)			
青色防犯パトロール	安心安全NW会議	危険箇所点検 (マップ作成)	防犯パトロール
パトロールランニング	交通安全ナイトスク ール	交通安全運動 (立哨、声掛け)	防犯カメラの設置
自転車安全教室	交通事故発生箇所勉 強会(i マップ活用)	空き家調査	暴力団追放大会



【青色防犯パトロール】



【交通安全フェスタ】



【パトロールランニング】



【交通安全ナイトスクール】



【交通安全運動】



【危険箇所点検】



【交通事故発生箇所勉強会】



【空き家調査】



【暴力団追放大会】

(4) 環境

① 地域と環境

地域の環境美化等については、町内会単位で実施されることが多いですが、協議会が清掃活動や地域の緑化活動を企画したり、呼びかけをしたりすることで、校区一体となった生活環境の改善や緑化推進、マナーの向上につなげています。

② 連携・協働のポイント

清掃活動や資源回収に関する連携・協力の事例について以下のようなものがあります。

- ・ 協議会が校区内の町内会に参加・協力を呼びかけて行う校区一斉清掃
- ・ あいご会等と連携し、小・中学生も参加する地域学校協働活動としての清掃活動
- ・ 収集量のアップや収集箇所の合理化を図るため、地域住民が集まる協議会のイベントに併せて実施するPTA資源回収

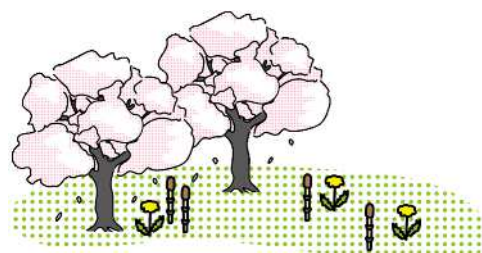
③ 主な関係団体

i) 地域団体

団体名	関連する活動内容
町内会	地域清掃活動、ゴミステーションの管理、衛生に関する意識啓発
あいご会	青少年健全育成の一環として取り組む地域清掃活動
PTA	資源回収

ii) 行政機関

担当課	活動に関連する所管事項	連絡先
環境衛生課	クリーンシティかごしまに関すること そ族衛生害虫駆除指導に関すること	216-1300
資源政策課	資源物回収活動補助金に関すること 剪定枝粉碎機の貸し出しに関すること	216-1290
廃棄物指導課	清掃活動の支援に関すること	216-1289
清掃事務所	ごみの不法投棄防止に関すること ごみの収集及び運搬に関すること	238-0201
生活衛生課	地域猫活動に関すること	803-7026
公園緑化課	花の苗無料配布に関すること	216-1368



④ 活動状況

活動事例 (構成団体主催事業を含む)			
クリーンシティかごしまへの参加	年末クリーン作戦	河川の草払い	海岸美化作業
ごみステーション美化標語コンクール	家庭ごみの適正処分の啓発	彼岸花ロードの整備	花いっぱい運動
桜並木の環境整備	休耕田活用景観事業	資源回収	SDGs 啓発事業



【河川の草払い】



【清掃活動】



【資源回収】



【休耕田活用景観事業①】



【休耕田活用景観事業②】



【海岸美化活動】



【花いっぱい運動】



【彼岸花ロードの整備】



【ごみステーション美化標語コンクール】

(5) 福祉

① 地域と福祉

地域コミュニティ協議会が設立される前から、各小学校区には校区社会福祉協議会（以下、「校区社協」という）があり、民生委員・児童委員が中心となって、町内会やボランティア等の協力を得ながら地域住民の福祉の向上に取り組んでいます。

そのほか、子ども食堂やフリースクールを運営するNPOや、地域向けに健康講座を行う医療機関や事業所等による活動が盛んであることが福祉分野の特徴の1つであり、協議会はこれらの団体と地域がつながる貴重な場になっています。

② 連携・協働のポイント

協議会で福祉に関わる活動をする場合は、校区社協とどのように連携するか話し合うことが大切です。連携・協力の方法については以下のようなものがあります。

- ・校区社協主催事業における協議会のネットワークを生かした人材や広報等による支援
- ・校区社協が実施していない（できない）範囲をカバーする事業
- ・広報誌の共同発行等の協議会と校区社協が共催で実施する事業

また、各地域には市社会福祉協議会が設置する地域福祉支援員がおり、福祉活動の活性化やネットワークの構築を支援しています。

③ 主な関係団体

i) 地域団体

団体名	関連する活動内容
校区社会福祉協議会	子育てサロン、見守り、研修、グラウンドゴルフ等
民生委員・児童委員	相談・援助活動、福祉サービスの利用支援等
医療機関	地域向け健康講座、スポーツイベントの救護支援等
社会福祉施設	地域向け介護研修、地域との交流・情報交換会等
NPO	子ども食堂、フリースクール、地域生活支援等
町内会	敬老会、ふれあいサロン、さりげない見守り等
高齢者クラブ・お達者クラブ	生きがいづくりや介護予防（健康増進）活動等

ii) 行政機関

担当課	活動に関連する所管事項	連絡先
地域福祉課	民生委員・児童委員に関すること	216-1244
市社会福祉協議会	地域福祉支援員に関すること	221-6071
地域福祉館	福祉の相談や情報提供に関すること	——
市長寿あんしん相談センター	高齢者の介護予防や自立支援の推進に関する こと	——
こども福祉課	こども食堂やこどもの貧困対策に関すること	216-1260

④ 活動状況

活動事例 (構成団体主催事業を含む)			
高齢者の見守りや声掛け	各種講習(転倒予防、介護、AED、認知症)	町内会長・民生委員の交流会	福祉関係団体の情報交換会
福祉祭り(フェス)	福祉館・社協主催事業への支援	高齢者クラブの設立・連携支援	福祉に関する地域情報の発信
命のカプセル事業	ふれあい会食(ふれあいサロン)	マイナンバーカード作成支援	子ども食堂の支援



【認知症サポーターの養成】



【各種講習会】



【マイナンバーカード作成支援】



【福祉祭り】



【高齢者クラブの設立支援】



【命のカプセル事業】



【ふれあい会食】



【子ども食堂の支援】



【社協主催事業への支援】

(6) 青少年育成

① 地域と青少年育成

鹿児島市には、市民みんなで子どもを育てることを目的としたあいご会があり、主に小・中学生を対象とした体験活動や親睦・交流活動を町内会や校区単位で実施しています。

また、青少年を取り巻く有害環境対策の推進として、いじめやネットトラブルなど、子どもを取り巻く様々な問題に対して保護者等が学びを深める青少年健全育成大会や青少年健全育成会議の開催や地域内の巡回指導、環境点検等の活動に取り組んでいます。

さらに、鹿児島市では、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」が双方向に行われており、地域住民が学校支援ボランティアとして学校の授業等を補助する一方で、児童生徒たちが伝統芸能の継承や防災訓練等の地域活動に参画するなど、地域と学校の連携・協働が図られています。

② 連携・協働のポイント

主に町内会単位で組織されているあいご会の活動は、地域コミュニティ協議会が設立される以前から校区単位で連携・協力していることから、協議会はあいご会が実施する事業の支援に回り、有害環境対策の推進を主体的に実施するケースが多くなっています。

また、学校と地域がうまく連携するには、お互いの目標やビジョンを共有したうえで、子供たちの学びや成長を支えるための活動を検討することが大切です。R5年度より市内の全小中学校に導入される学校運営協議会（コミュニティスクール）でしっかりと情報共有を図りましょう。

③ 主な関係団体

i) 地域団体

団体名	関連する活動内容
町内会（あいご会）	あいご会活動または活動への支援
青少年健全育成実行委員会 （青少年健全育成大会）	地域が子どもの健全な育成について学ぶ大会の開催
学校運営協議会	学校や地域、保護者等による学校運営に関する協議
おやじの会	親子体験活動等による子どもの健全育成
学校支援ボランティア	学校に対して地域が行う学習支援や安全指導等
P T A	生活指導等

ii) 行政機関

担当課	活動に関連する所管事項	連絡先
学校	学校運営協議会や青少年健全育成大会等に関する事	——
市あいご会連合会	あいご会活動に関する事	226-6604
警察署・交番	非行防止や補導等に関する事	——

④ 活動状況

活動事例 (構成団体主催事業を含む)			
こども地域参画プロジェクト	あいご会活動への支援	放課後子ども教室への協力	コミュニティスクール連携事業
情報モラル教育	日曜早朝登山	ラジオ体操	中高生と語る会
あいさつ運動	青少年健全育成大会	夜間補導	立志のつどい



【こども地域参画プロジェクト】



【放課後子ども教室への協力】



【ラジオ体操】



【あいさつ運動】



【青少年健全育成大会】



【立志のつどい】



【コミュニティスクール連携事業】



【ユースミーティング】



【あいご活動への支援】

(7) 社会教育

① 地域と社会教育

多くの協議会が成人学級・女性学級を開講しており、受講者は社会生活上の様々な課題について学習しています。また、市内には14の地域公民館があり、公民館では市民の学習ニーズに応えると共に、地域課題等のさまざまなテーマについて学習できる講座を開講しています。これらの社会教育の場において身に付けた教養や知識・技能が、まちづくりなどに生かされることも期待されています。

これらとは別に協議会が主催する事業で、地域の歴史に関する学習機会の提供や伝統文化・芸能の継承活動、自然体験活動等に取り組んでいる例もあります。

② 連携・協働のポイント

講座については、高齢者クラブやPTAなど、ターゲットに併せて周知協力を依頼しましょう。また、地域の課題を地域公民館や社会学級へ共有し、学習テーマと関連付けてもらうと、受講者が学んだ内容を地域のまちづくりに生かすことにもつながります。

また、校区や地域公民館で実施する文化祭については、地域の自主学習グループや学校の金管バンド等だけでなく、子供たちの習い事教室などに声をかけることで地域のつながりを広げる機会につながります。さらに、バザーやスポーツ行事など地域の多くの人が集まる事業と併せて開催することで、より多くの地域住民が参加するイベントにすることができます。

③ 主な関係団体

i) 地域団体

団体名	関連する活動内容
成人学級	社会変化に対応できる能力や教養の向上を目指す学習
女性学級	豊かな人間性を培い、資質や能力の向上を目指す学習
家庭教育学級（小学校）	家庭の環境や教育の在り方等について理解を深める学習
父親セミナー（中学校）	家庭教育での父親の役割等について理解を深める学習
地域公民館自主学習グループ	地域公民館が実施する地域総合文化祭への参加
あいご会	町内会と連携した青少年の健全育成に関する活動

ii) 行政機関

担当課	活動に関連する所管事項	連絡先
地域公民館	講座、地域総合文化祭、スポーツ大会など	——
生涯学習課	社会教育に関すること	813-0937
市民協働課	市政出前講座に関すること	216-1204

④ 活動状況

活動事例 (構成団体主催事業を含む)			
バザー・文化祭の開催	地域総合文化祭への参加	伝統文化・芸能の継承活動	社会学級の開校
歴史探訪まちあるき	地域検定	自然体験活動	ミニ門松づくり
地域公民館講座の受講促進	消費生活学習会	地域住民を講師とした学習会	得意技作品展



【文化祭】



【地域総合文化祭への参加】



【作品展】



【社会学級の開講】



【歴史探訪まちあるき】



【伝統文化の継承活動①】



【伝統文化の継承活動②】



【自然体験活動】



【ミニ門松づくり】

(8) 社会体育

① 地域と社会体育

地域には子どもから高齢者まで様々なスポーツを楽しめる場がいくつかあります。まず、各小学校区には、市から委嘱を受けたスポーツ推進委員が2名おり、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動を積極的に推進しています。

また、市内には地域住民が自主的、主体的に運営する13の地域スポーツクラブがあり、初心者から上級者まで楽しめる団体として活動しています。そのほか、(公財)鹿児島市スポーツ振興協会が、毎年いくつかの校区を対象に地域スポーツやニュースポーツの普及事業や、市民向けの体力テスト等をスポーツ推進委員と協力して実施しています。

これまで地域主催のスポーツイベントと言えば、球技大会や運動会が一般的でしたが、高齢化の進展による参加者の減少から、競技を子どもから高齢者まで楽しめるニュースポーツ(ボッチャやモルック、フロアカーリングなど)に、または健康増進を目的とした体力テストに変更する例もあります。

② 連携・協力のポイント

《目的に応じた連携》

地域でスポーツに取り組む主な目的は、高齢者の健康増進や世代間交流など様々です。目的に沿った種目の選択と構成団体への声掛けが参加者を増やすうえで大切です。

また、新たな事業を行う際に、スポーツ推進委員や民間のスポーツクラブと連携する例もあります。

《他校区や地域団体との連携》

校区対抗のスポーツイベントや学校と地域の合同運動会を行う地域もあります。

③ 主な関係団体

i) 地域団体

団体名	関連する活動内容
スポーツ推進委員	地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の推進
地域スポーツクラブ	幅広い世代向けの多様なスポーツ活動の企画・運営
スポーツ少年団	青少年へのスポーツの振興
町内会	スポーツによる交流事業の開催やスポーツ行事への参加

ii) 行政機関

担当課	活動に関連する所管事項	連絡先
スポーツ課	スポーツ推進委員に関すること	808-7504
地域公民館	地域公民館のスポーツ大会に関すること	——
市スポーツ振興協会	ニュースポーツの普及事業や市民向けの体力テストに関すること	248-7718

④ 活動状況

活動事例 (構成団体主催事業を含む)			
スポーツフェスタ	グラウンドゴルフ大会	健康・体カづくり講座	ニュースポーツ体験会
運動会	市民体カテスト	少年団活動の育成・支援	登山イベント
相撲大会	健康づくり同好会の結成支援	ウォーキングイベント	体育館の解放



【グラウンドゴルフ大会】



【健康・体カづくり講座】



【ニュースポーツ体験会】



【スポーツフェスタ】



【体カテスト】



【登山イベント】



【相撲大会】



【ウォーキングイベント】



【少年団活動の育成・支援】

(9) 広報活動

① 地域と広報活動

地域内でのイベントを成功させるためには、広報が不可欠です。地域団体が各種活動を広報し、住民の参加を促進することで、地域の活気と結束感を高めることができます。

また、情報発信を通じて、地域の出来事や重要な情報を共有することで、住民同士のつながりが強化され、地域全体が協力し合う意識が醸成されます。

② 連携・協力のポイント

各地域団体だけでは、自身の活動で手一杯で広報まで手が回らないことも多いため、協議会が地域団体の情報を集約し、広報紙やSNS等を活用した情報の発信、構成団体の活動計画を取りまとめたカレンダーの発行などにより、地域の情報をまとめて発信すると活動を広く周知できるだけでなく、情報を受け取る側も便利です。ただし、協議会の負担が大きいため、事務局以外の広報担当者を選任するほか、協議会に情報を提供するうえで、締め切りや必ず盛り込むべき情報など、予めルールを決めておくことが大切です。

③ 活動状況



【犬迫HP】



【LLかもいけ（広報紙）】

《10月の予定表》神無月(かんなづき)							事務局休日
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
武岡小 大運動会			コミュニティ 役員準備会	おはら祭・祝賀 文化祭 金町実 行委員会19時	子育てサロン 武岡福祉会18時	街頭募金 タイヨー・マツ クスバリュ前 16時	市役第一 町内会役員会
	もやせるごみ	古紙/衣類	曲・びん ペットボトル	もやせるごみ	プラスチック 資源物		
8	9	10	11	12	13	14	
公園緑地等 美化活動	スポーツの日		ふれあい 武岡サロン		武岡百香会 ふれあい夕食	土曜開所日 人権啓発フェス ティバル 10時 サンエール	
	武岡百香会 ハーモニカ同好 会13時半	武岡町内会 ふれあい夕食18時	水上町町内会 ふれあい夕食18時	武岡町内会 ふれあい夕食18時	コンソルト同好会 ふれあい夕食18時	武岡町内会 役員会	
	もやせるごみ	古紙/プラスチック	金属類	もやせるごみ	プラスチック 資源物		

【武岡行事カレンダー】



【谷山 Facebook】

6. 役員の役割について

(1) 会長

① 代表者としての役割

会長は協議会を代表者して、行政や他の組織に対して連絡や調整を行うほか、各構成団体とコミュニケーションを取りながら、協議会の目的達成に向けた各種活動を推進します。

② 協議会の運営と組織の管理

会長は、役員や部会の活動を統括し、全体の運営を監督します。必要に応じて役員会を招集し、協議会の運営方針や計画策定に関与します。また、会計や予算管理など組織管理にも責任を持ちます。

協議会において、会長は意思決定者ではなく全体の調整役であることから、役員会等の場においては、自身の意見を述べるよりも、議題の整理や合意形成の支援に徹し、参加者の発言やディスカッションを促すことが大切です。

(2) 副会長

副会長は、会長を補佐し、会長が不在の際にその職務を代行します。補佐する方法として、会長に業務が集中しすぎないように、関連団体の役職の就任や会議への出席、監督する部会を分担するなどが考えられます。副会長が会長業務の一部を担うことで、スムーズな代替わりを図っている協議会もあります。

(3) 部会長

部会長は、事業計画に基づく活動に取り組む各分野のリーダーです。部員である構成団体の関係者や各活動の協力者のまとめ役として、担当事業等の準備や部会の開催等に取り組みます。

(4) 監事

監事は、会計や資産の状況、場合によっては役員の業務執行に関する監査を行うことで、協議会の健全な運営を図ります。

7. 役員会について

役員会は、協議会の活動方針や予算配分など重要な意思決定を行う場です。また、部会間のコミュニケーションと連携・協力を促す場にもなることから、町内会等の構成団体の活動に関する実績報告や活動予定についても情報を共有します。

No	一般的な役員会の権能
①	総会に付すべき事項（事業計画や予算、決算、役員改選など）
②	総会の議決した事項の執行に関する事項
③	その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

8. 部会について

(1) 部会の役割

No	役割	内容
①	事業計画に基づく活動の実施	各部会は総会で承認された事業計画や予算に基づき活動します。事業計画書を作成して役割分担や予算、打ち合わせ回数等を示しておく、部員へスムーズに共有できるほか、引継ぎの際に役立ちます。協議の結果、当初の事業計画から方針を変更する場合等は、事前に役員会や三役（会長、副会長、事務局）等の承認を得ることが望ましいです。
②	活動の振り返り	実施した活動を部会で振り返り、次回に向けた反省・評価を行います。評価シート（P.7）を参考に、活動の内容だけでなく、会場や予算、役割分担などを個別に振り返ることで、検証漏れを防ぐことができます。
③	校区における活動のマネジメント	地域では様々な団体が地域活動を行っていますが、協議会はこれらの活動に関する情報が集まる場でもあります。部会で小学校区内の地域活動を定期的に把握・整理することで、活動の重複を避けながら、構成団体同士の連携を促進することにつながります。
④	次年度の事業計画の検討	①～③を踏まえ、年度末に次年度の事業計画及び予算案を作成します。
⑤	コミュニティプランの見直し	各校区のコミュニティプランは、5年に1度更新します。更新時期には現行のプランに基づく取組を総括し、地域の現状と課題を改めて整理したうえで、プランに掲載する事業内容を検討します。

(2) 部会を円滑に進めるために

最初の部会で、協議会の活動の目的と部会が取り組む内容を共有しましょう。また、部会が活性化するためには、部員一人一人が楽しく地域づくりに関わることが大切です。

部会での協議事項を記録する書記を決めておくと、部会長等の負担軽減につながります。

(3) 部会を充実させる4つの工夫

① 協力してくれる（関心のある）仲間を探す

構成団体に拘らず、地域づくりに関心のある協力者を探しましょう。イベントでの声掛けや、学生・事業所等を対象に校区全体に広く公募するのも1つの方法です。新しい協力者が増えると、参加者や事業内容の固定化を防ぐことにもつながります。

② 状況に応じて柔軟に対応する

コミュニテイプランに掲げた事業計画でも、上手くいかない時には方向転換してもかまいません。今のメンバーでできる最良の方法を模索しましょう。

③ 部員が自己決定できる環境を作る

報酬のないボランティアの場で参加者に主体的に取り組んでもらうためには、楽しさや達成感を感じられる環境が必要です。役割を与えるだけではなく、部員が自由闊達に意見を言え、主体的に動きたくなる雰囲気づくりが大切です。

④ 出入自由な組織をつくる

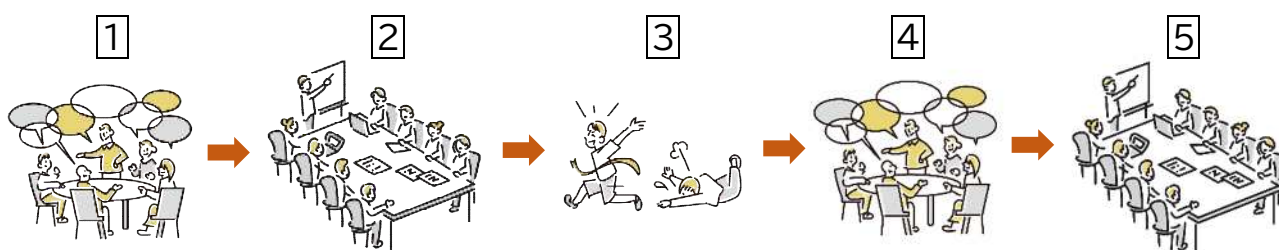
共働き世帯の増加や定年延長等の労働環境の変化が、地域活動への参画の妨げの一因にもなっていますが、できる範囲でよければ関わりたいと思っている人も少なくありません。事業単位や期間限定での参画を可能とすることで、誰もが関わりやすい組織になります。

その結果、年度途中でどうしても人手が足りなくなる場合は、事業規模の縮小や中止を検討し、代わりに今後の協力者を増やすための取組を実施するのも1つの方法です。

9. 事業の実施

(1) 事業実施までの流れ

コミュニテイプランの事業計画に沿って、事業を実施するにあたっては以下のようなプロセスで意思決定を行います。



実施計画の作成	役員会での決定	事業の実施	反省・評価	役員会への共有
部会で話し合い、事業の実施計画案を作成	部会が提案した計画を審議・決定 ※修正ある場合は部会で再度協議	計画に沿って事業を実施	事業の実施後、部会で反省・評価を行い、改善策等について協議	部会での反省・評価を共有し、協議会としての反省・評価を実施

(2) 役員会や部会の開催頻度について

役員会の開催頻度は、毎月、隔月、4半期に1回と協議会によって様々です。

実施回数が少ない協議会においては、情報を共有できるよう活動毎に事業計画書や実施報告書を作成しています。また、役員会の代わりに、部会や実行委員会の開催頻度が多い等の特徴があります。

構成団体等から会議出席が負担であるとの意見が出ている場合、役員会や部会を開く目的と現状を振り返り、最適な開催頻度について再考してみましょう。

(3) 役員会や部会を効率よく実施する工夫

① 役員会と部会の交互開催

役員会と部会を以下のようなサイクルで交互に隔月で開催することで、部会の充実と役員会の開催頻度の見直しに取り組む例が見られます。

6月 (部会)	7月 (役員会)	8月 (部会)
【事業 A(実施済)】 反省・評価、実施報告の準備 【事業 B(実施予定)】 協議、計画の策定	【事業 A(実施済)】 報告を受けての反省・評価 【事業 B(実施予定)】 部会の計画内容に関する 審議・決定	【事業 B】 役員会の審議内容の反映 (事業の実施) 反省・評価、実施報告の準備 【事業 C(実施予定)】 協議、計画の策定

② LINE等を活用した情報共有

実施報告や簡易な審議事項、連絡等については、LINE等を活用して随時行い、迅速な情報共有と役員会や部会の開催頻度の見直しに取り組む例が見られます。

10. 事務局の役割

事務局は、協議会を円滑に運営するための事務作業や内外部との連絡調整役を担います。また、協議会の会長や役員が交代しても、従来どおりの運営が継続できる仕組みなどを維持していく役割も併せ持ちます。さらに、協議会の活動資金は、地域の皆さんから集めた会費や市の補助金も含まれているため、組織の透明性を担保しながら運営していく役割を担っています。

一般的な事務局の業務例

事務局の開所、総会や役員会等の招集案内・資料作成・開催、資金管理、備品管理、行政への各種手続き、構成団体等との連絡調整、その他各種事務作業

11. 構成団体との連携・協力のあり方に関するQ & A

Q. 構成団体間の連携が進むことで、どのような効果が期待できるか。

A. 以下のような効果が期待できます。

【連携によって期待される効果】

- ・活動の重複の防止
- ・活動を補い合う関係性の構築
- ・経験やノウハウの相互共有
- ・新たな担い手との繋がり

Q. コミュニティ協議会はどのような事業を主催すべきか。

A. 以下のような構成団体間の連携・協力を促進する事業を主催するべきと考えます。逆に構成団体の主体的な関与が期待できない活動を主催すると、部会長などに大きな負担がかかるケースもあり、慎重に検討する必要があります。

【コミュニティ協議会が主催する事業例】

- ・校区単位の連帯感を高めるために実施する事業（スポーツ大会）
- ・校区単位で取り組むのが望ましい事業（地域学校協働活動など校区単位での事業）
- ・構成団体の活動を一本化して行う事業（夏祭り、敬老会、広報活動）
- ・構成団体の行事を合同で行う事業（文化祭やバザー、消防団啓発活動の合同開催）

Q. 主催以外にどのような連携・協力の方法があるか。

A. 共催や後援というかたちで人材や資金面において協力するほか、事業の周知広報において連携・協力する方法があります。

Q. 連携・協力が思うように進まない場合はどうすればよいか。

A. 連携・協力が進まず、活動の停滞感や後継者・担い手不足を課題に感じている協議会ではこれまで関与が薄かった構成団体や地域住民と対話ができる場（ワークショップ等）を設けましょう。対話の機会を定期的に設けることで、関係者の共通認識を深めながら、より主体的に関与したい人材の発掘や育成につなげることができます。

【対話を成功させるコツ】

コツ	狙い
テーマ別に開催する	参加者の当事者意識を高め、議論をまとめやすくする。
目標を設定する	何を達成したいのかを予め示し、議論の発散を防ぐ。
発言を尊重する	安心して意見を述べ、アイデアを共有できるようにする。
参加・貢献を評価する	参加者の貢献を適切に評価することで、継続的な関与を促す。

Q. 学校と地域は今後どのように連携していくことが期待されているか。

A. 令和5年度から市内全ての小・中学校に導入される“学校運営協議会（コミュニティスクール）”と“地域学校協働活動”の一体的推進により、“地域とともにある学校づくり”と“学校を核とした地域づくり”が進んでいくことが期待されています。これまでも地域は、学校からの要請に応じて授業の支援や放課後の体験活動の実施等に取り組んできたところですが、今後は、子供たちに学んでほしいことについて地域の声を学校に届けながら、地域と学校が相互に連携するパートナーとして、様々な活動の実施を検討することができるようになります。地域活動と子供たちの結びつきを強める契機としてとらえ、子どもたちの学びや成長を支えるため、地域ができる取組を検討してみましよう。

様々な地域学校協働活動

定義	「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせて実施する活動		
<p style="text-align: center; color: #0070C0;">学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動 ◆ 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動 ◆ 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など  	<p style="text-align: center; color: #0070C0;">放課後子供教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動  	<p style="text-align: center; color: #0070C0;">地域未来塾</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援  	
<p style="text-align: center; color: #0070C0;">家庭教育支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など 	<p style="text-align: center; color: #0070C0;">学校に対する多様な協力活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供（土曜学習応援団）など   	<p style="text-align: center; color: #0070C0;">地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など  	


文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

参照元：文部科学省 HP「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」より抜粋
https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/19.10.30kagoshimaforum_gyouseisetsumei.pdf



12. 協議会の現状及び課題と今後必要な取組について

本市における最初の地域コミュニティ協議会の設立から約10年が経過しました。協議会の設立により、従来から連携していた親睦・交流や社会教育分野に加え、福祉や安心・安全分野においても地域のコミュニティ組織が連携して活動できるようになり、協議会は地域課題の解決や地域資源の活用等に包括的に取り組む場として整備が進んだと言えます。

しかしその一方で、協議会の存在や役割が地域住民に十分浸透しているとは言えず、また、地域によっては、協議会と町内会との役割の違いについて整理が進まずに、その結果、一部では活動の重複や会議・行事が多くなり、役員の負担感がさらに増加するといった状況も生じています。

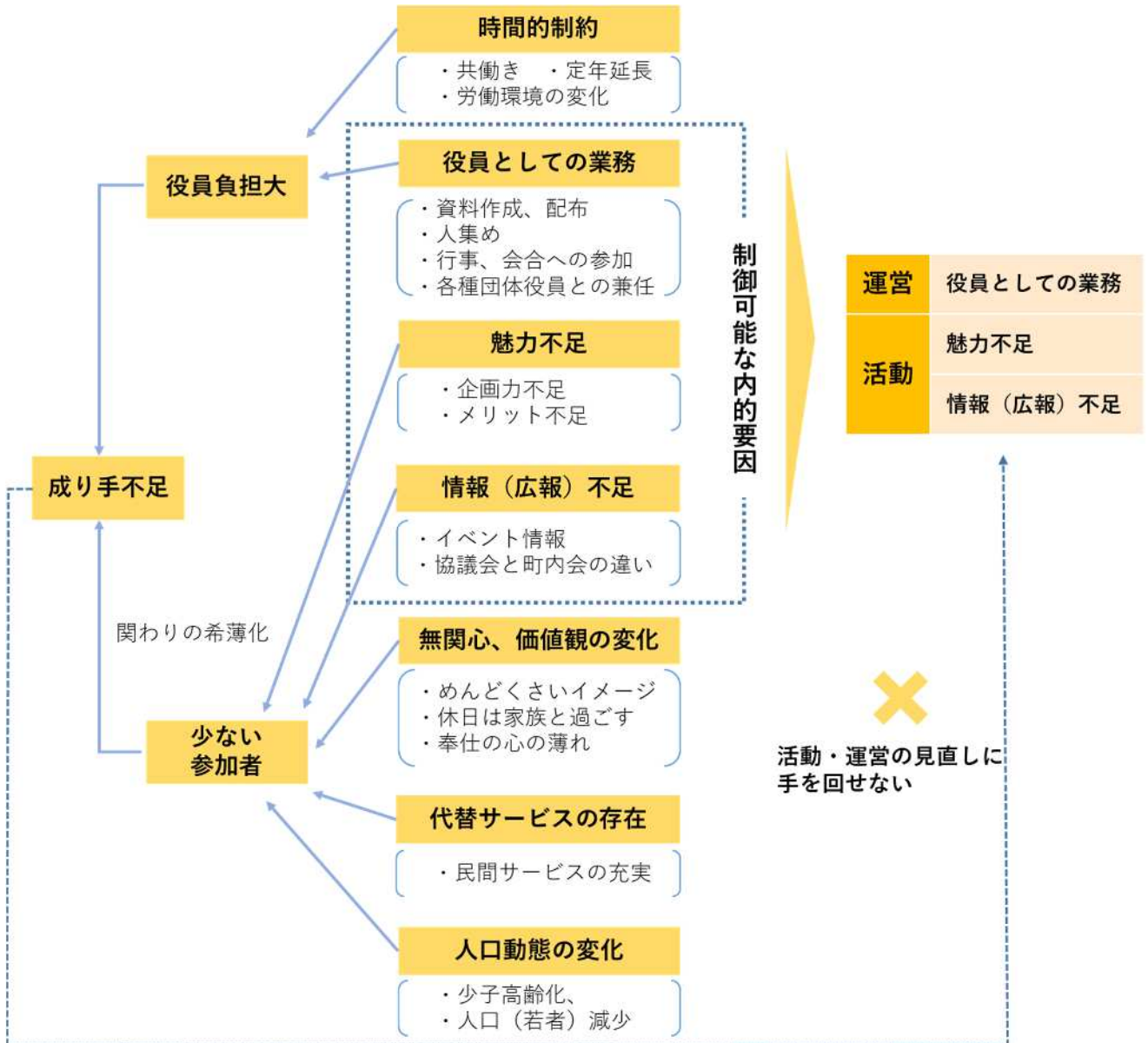
このような状況を踏まえて、本市では、令和4年度に学識経験者と地域コミュニティ組織で実際に活躍されている方々で構成する「鹿児島市コミュニティ意見懇話会」を設置し、本市における協議会の現状と課題を整理しながら、鹿児島市コミュニティビジョンの検証及び今後のコミュニティ施策の方向性を検討するために意見交換を行いました。

(1) 協議会の運営と活動に関する3つの課題

アンケート調査によると、協議会の運営と活動に関する課題は、多い順に「後継者が育たない」、「役員の負担が大きい」、「地域住民の無関心」となっています。各課題の要因については、「共働き世帯の増加」や「情報不足」など共通するキーワードが多かったことから、市ではキーワードから見えてくる各課題の関係性を図（P.32）のように分析しています。

この図は、「時間的制約」や「役員としての業務」が「役員の負担大」に、また、「魅力不足」や「情報（広報）不足」、「人口動態の変化」等が「少ない参加者」につながり、「役員の負担大」及び「少ない参加者」が結果として「成り手不足」を生み出していると整理しています。縦に並べた7つの要因のうち、点線で囲む3つの要因については、協議会自身が改善に取り組むことができる要因であり、これらの改善が課題解決の第一歩になると分析しています。

【協議会が抱える各課題の関係性】



(2) 協議会に今後必要な3つの取組

意見懇話会では、すべての協議会を対象にしたアンケート調査と八幡（都市型）、中名（中山間地域型）、西陵（団地型）、向陽（新興住宅型）の4協議会へのヒアリング調査を実施し、以下の3つのテーマを、今後の協議会に必要な取組として整理しました。

【今後の協議会に必要な3つの取組】

- ① 協議会という組織と活動する目的の再確認
- ② 地域住民の参加・参画の促進
- ③ リーダー及び担い手の育成

① 協議会という組織と活動する目的の再確認

新たな構成団体の連携・協力が停滞している協議会では、設立された目的や目指すべき地域コミュニティ像を見失わないよう、役員や構成団体等に再度確認することから始める必要があります。

必要なアクション	具体的な取組事例
<ul style="list-style-type: none">・ 活動の目的及び協議会の役割を再確認するための対話の場づくり	<ul style="list-style-type: none">◆ 役員会での話し合いや勉強会の実施◆ 構成団体や地域住民を対象としたワークショップの開催

② 地域住民の参加・参画の促進

事業内容や実施方法が変わらないことが、協議会に参加、参画するメンバーが増えない一因になっていることから、団体・個人問わず、「民間企業等」、「若年層」、「小・中学生」など新たな担い手を巻き込んだ事業の検討が必要になります。

必要なアクション	具体的な取組事例
<ul style="list-style-type: none">・ だれもが気軽に参加、参画できるきっかけ・仕組みづくり・ 地域における様々な主体の取込	<ul style="list-style-type: none">◆ 参加、参画しやすくなるためのICTの活用や開催時間の工夫◆ 地域活動に関心のある企業や事業所等との連携◆ コミュニティスクール導入に併せた小・中学生の参加・参画の促進◆ 地域が“ゆるやか”につながる仕組みづくり◆ 多様な主体が関わるきっかけを生む対話の場づくり

③ リーダー及び担い手の育成

多くの協議会がこれまで以上に活動の魅力を高めたいと考えているが、方法が分からず行き詰っている協議会もあることから、実践的な方法を学ぶ機会とその啓発が必要になります。

必要なアクション	具体的な取組事例
・ 役員等の担い手の育成	◆ 役員等へのスキルアップに関する啓発 ◆ 市が提供、紹介する学習機会の活用

【具体的な学習内容例】

- ・ 県内外のコミュニティ活動の事例
- ・ 地域住民の声の集め方、生かし方
- ・ ポスター、広報物の作り方
- ・ 参加者の意見を引き出す議論の進め方
- ・ 事業の企画、計画、振り返りの仕方
- ・ スマートフォンを使った情報の発信や共有の仕方

(3) 現状の振り返りと更なる発展充実に向けた4つの選択』

これまで述べてきた協議会の課題や必要な取組について、自身の協議会の現在地をチェックリスト (P. 35) を活用して振り返り、課題の解決に向けてできることから取り組みましょう。

また、(2)において、すべての協議会に共通する必要な取組を3つのテーマに分けて整理しましたが、一方で各地域には市街地、団地、中山間地域などの地理的な特徴、地域住民の平均年齢や人口構成上の特徴があり、抱える課題や体制は地域によって様々です。

そこで、すべての協議会に必要な取組に加え、地域の現状を踏まえた「協議会間の連携」と「新たな団体との連携・参画」を軸に4つの方向性を示しました (P. 36)。協議会の実情にあった方向性を選択し、無理のない更なる発展と充実を目指していきましょう。

表 地域コミュニティ協議会の現状を振り返り未来につなげるためのチェックリスト

区分	自己評価する内容	必要なアクション	✓
協議会の目的	協議会の目的が明確に定義されているか	コミュニテイプランで定めた目標や活動方針を改めて確認する。	<input type="checkbox"/>
	目的が役員に共有され、理解されているか	目的を役員や地域住民で共有し、理解を得る。役員に向けては役員会の場合、地域住民に向けてはワークショップの開催や広報紙の活用などが考えられる。	<input type="checkbox"/>
	目的が地域住民に共有され、理解されているか		<input type="checkbox"/>
参加者	協議会の活動に参加、参画する人々の多様性が確保されているか	例えば、広報活動を強化し、広く地域の人々に参加・参画を呼びかけることが考えられる。また、新たな団体に声をかけ、働きかけることも必要である。	<input type="checkbox"/>
活動内容	地域住民のニーズや要望を正確に反映しているか	地域住民のニーズや要望を反映するための仕組みを整える。例えば、参加者へのアンケート調査や小規模なヒアリング調査を実施し、地域住民の声を収集することなどが考えられる。	<input type="checkbox"/>
	実施している活動が協議会の目的に沿っているか	実施している活動が目的に沿っているかを確認する。協議会は多様な主体が連携する場であることを念頭に、なぜ協議会がその活動をするかを定期的に確認することが必要である。目的達成にあまり寄与しない活動は、思い切ってやめることも大切。どんな活動をすべきか行き詰る場合は、構成団体同士が話し合う場を設ける、他の協議会の活動について情報収集する、ワークショップを開催することなどが考えられる。	<input type="checkbox"/>
連携・協力	構成団体や行政機関との連携が取れているか	構成団体の持つ専門知識や経験、情報を共有し、より効果的な取組ができるよう話し合いの場を設ける。活動が重複して行われている場合は内容を整理する。行政とは、地域の課題や取組等について情報共有・意見交換をすることなどが考えられる。	<input type="checkbox"/>
評価・改善	実施した活動の効果を評価する仕組みになっているか。 また、評価に基づいて改善点が特定され、次の活動計画に反映されているか	実施した活動の効果を測定するための評価基準を定義する。具体的には、数値目標や期間、成果物などを基準として定め、達成度合いを評価することなどが考えられる。 得られた評価結果をもとに改善点を特定し、次の活動計画に反映させることが大切である。	<input type="checkbox"/>

図 すべての協議会に必要な『3つの取組』と更なる発展充実に向けた『4つの選択』

すべての協議会に必要な3つの取組

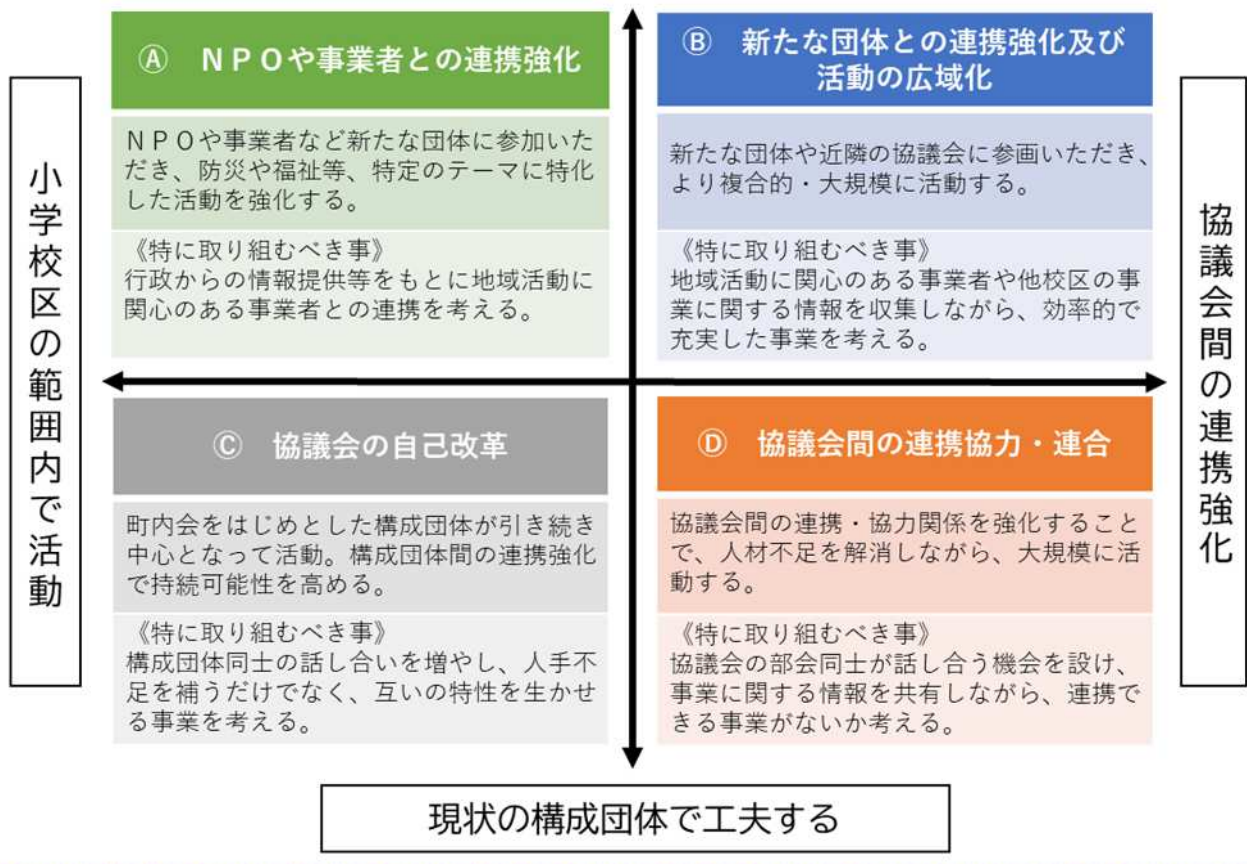
協議会という組織と活動目的の確認と発信	地域住民の参加・参画の促進	リーダー及び担い手の育成
地域の様々な主体が地域課題の解決や地域資源の活用に向けて連携協力する場となるのが協議会です。 <u>各事業に取り組む目的を見失うことなく、その一方で既存の方法・事業に縛られない柔軟な対応も求められます。</u>	担い手不足を解消するためにも、誰もが参加しやすい仕組みづくりが重要です。多くの人に活動に関する情報が共有され、 <u>気軽に参加、参画できる“ゆるやかな”つながりを築いていくことで、新たな地域のネットワークを広げていく必要があります。</u>	地域活動を盛り上げていくには、 <u>部会の活性化がとても大切です。</u> 部会で活躍する方々が他の協議会の事例や活動を充実させる実践的な手法を学び、活動をより良くしていこうと向上心を持つことが、 <u>自身の取組みへの満足度を高める第一歩となります。</u>



更なる発展・充実に向けた4つの選択

協議会間の連携（横軸）と新たな団体の取り込み（縦軸）に関する方向性を選択することで、各地域の実情にあった更なる発展と充実を目指す。

新たな団体との連携・協力



(4) 協議会に推奨したい取組の事例

これまで述べてきた協議会に必要な3つの取組と4つの選択を踏まえ、本市では以下のような取組を推奨します。

①自己改革【左図 ① ~ ④】

i) デジタルの活用

- ・ HPやSNSを活用した情報発信を行い、若い世代の参加・参画を促進する取組
- ・ LINE等を活用した情報共有を行うことで、会議の開催頻度等を見直し、誰もが参画しやすい組織づくりを目指す取組

■ 例1

LINEオープンチャット※を活用した行事お知らせ掲示板の開設と運用

※LINEオープンチャット・・・P.39参照

■ 例2

協議会のフェイスブックを立ち上げ、年間を通して活動内容を発信

■ 例3

役員や部会でLINEグループを作り、報告や簡易な審議事項はLINEで、協議が必要な事項のみ対面で会議を行う体制への移行

ii) リーダーや担い手の学習機会の確保

- ・ 事業の魅力向上や、持続可能な組織運営のために、リーダーや担い手を育成する取組

■ 例1

P.34に掲げた学習内容に関する研修会の実施

■ 例2

役員全員がLINEを使えるようになるための研修会の実施

iii) ワークショップの実施

- ・ 地域活動に関する地域住民の声を聴き、また、地域活動に関心のある人材の発掘につなげるために行うワークショップ等の開催

■ 例1

地域コミュニティプランの更新に併せたワークショップの開催

■ 例2

多くの地域住民が参加する地域行事に併せて、対象者・テーマを絞ったミニワークショップを開催

IV) 事業の見直し

- ・ 参加者が減っている（地域のニーズと合わなくなっている）または運営側の負担が大きくなり、維持が難しくなっている事業を見直して実施する新規事業

■ 例1

動員が必要だったソフトボール大会や運動会を廃止し、自由参加型のニュースポーツ体験会へ変更

■ 例2

舞台発表やバザーのほか、地域防災キャンプ、消防団の啓発事業、少年団の取組紹介、高齢者の健康相談など構成団体が個別にやっていた活動を一堂に会して行うイベント（〇〇フェス）の実施

② 新たな団体等との連携・協力【 A、B 】

i) NPOや事業者等と協力して行う事業

- ・ コミ協と接点が少ない（通り会や商店街に属さない）事業者やNPOの参画促進
- ・ 事業所等の知見を生かした事業の実施

■ 例1

こども食堂やフリースクールなど近年増えている地域団体との連携

■ 例2

地域の飲食店等に対する夏祭りやバザーへの出店協力依頼

■ 例3

建設会社等への校区一斉清掃への参加協力依頼

■ 例4

医療機関や福祉施設等と連携した健康・福祉講座

■ 例5

大工や花屋などの職人の技能を生かしたものづくり講座

■ 例6

スポーツクラブと連携したかけっこ教室

■ 例7

農家と連携した自然体験教室

ii) 構成団体に属さない有志の地域活動への参画促進

- ・ 個人単位で協議会へ参画できる人材バンク（サポーターの会）の立ち上げ
- ・ 地元の有志が新たに立ち上げた地域活動に取り組む団体への支援

■ 例1

LINEオープンチャット等を活用した事業単位で協議会の活動をサポートする地域住民の公募

■ 例2

地域活動の周知広報や助成金による支援

iii) 子どもの地域活動への参画促進

- ・ 子ども達が地域について語り合う場づくり
- ・ 子どもたちが地域活動を企画・運営する機会の確保
- ・ コミュニティスクールの導入に併せた学校と連携した事業（地域学校協働活動）の実施

■ 例1

小・中学生が地域への思いを語る場とする“子どもプロジェクトチーム”の立ち上げ

■ 例2

地域の高校生や大学生を集め、地域への提言をもらう“ユースミーティング”の開催

■ 例3

子どもプロジェクトチーム等が企画・提案する事業への支援

■ 例4

子ども版人材バンクの立ち上げと参画の呼びかけ

■ 例5

地域イベントにおけるボランティア体験学習の実施や伝統芸能等に関する継承活動

■ 例6

第2土曜日を活用した保護者や地域住民が学校に関わることでできるイベントの実施（AM：保護者や地域住民による学校支援ボランティア、PM：ニュースポーツ体験会等）

③ 協議会間の連携【B、D】

i) 中学校や地域公民館、支所等を単位とした事業

■ 例1

近隣の校区と交流を深めるために
合同で実施する事業

■ 例2

小学校単位では参加者が少なくなってきた
(運営が難しくなってきた) イベントを各校区
で役割を分担して継続実施を目指す事業

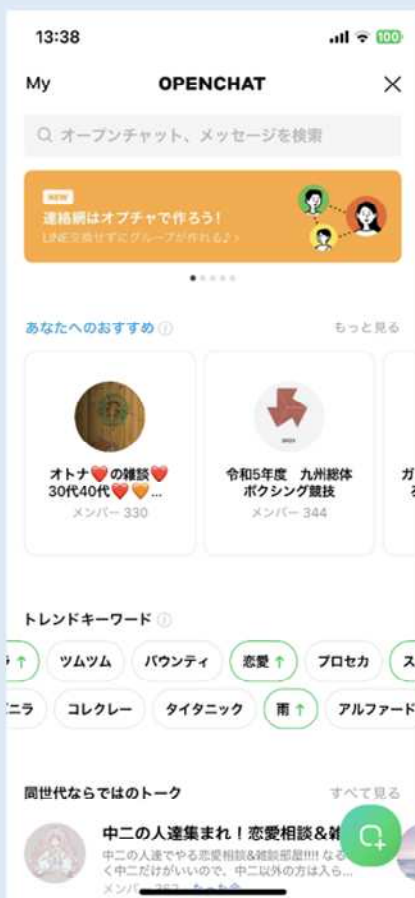
ii) 各協議会の強みを生かした連携事業

■ 例

自然豊かな協議会が都市部の協議会の児童を招いて行う事業



LINEオープンチャットとは



LINEのオープンチャットは**LINEの友だちになっていなくてもトークをしたり、地域の情報を受け取れるサービス**です。別途専用のアプリをダウンロードする必要はなく、**通常のLINE内での運用・利用が可能です**。

また、オープンチャットで使用する**参加者の名前はトークルームごとに設定**する為、個人の名前を知られずにトークルームに参加することもでき、気軽に参加できるように工夫されています。

URLやQRコードを共有することでトークルームへの**招待も可能**で、また途中でグループに参加した場合でも、過去のトーク履歴を遡って確認することもできます。

その他、トークルームごとに公開・非公開を選択したり、トークルームに入る為の**パスワードをつける**ことができたり、秘匿性を高めつつ気軽に運用できます。

詳しい運用方法等は、地域づくり推進課が開催する「コミュニティ活動におけるデジタルツール活用講座」で学ぶことができます。

参考資料

地域活動に取り組む代表的な団体の所管課と一般的な活動分野の一覧

所管課	地域づくり推進課		地域福祉課		環境衛生課	安心安全課		危機管理課	警防課	スポーツ課	長寿支援課	こども福祉課	こども政策課	生涯学習課				青少年課	建築指導課	産業支援課	市民協働課
	コミュニティ協議会	町内会	社会福祉協議会	民生・児童委員	衛生組織	防犯パトロール隊	スクールゾーン委員会	自主防災組織	消防団	スポーツ推進員	高齢者クラブ	こども食堂	児童クラブ	学校支援ボランティア	おやじの会	社会教育学級	P T A	あいご会	マンション管理組合	商店街	N P O
地域活動に取り組む団体	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	○	—	
親睦交流	●	●								●	●	●			●		●		●	●	
文化	●	●													●		●			●	
環境美化	●	●			●						●						●	●		●	
防災	●	●					●	●										●		●	
安心安全	●	●				●	●				●					●		●		●	
健康福祉	●	●	●	●						●	●	●	●							●	
青少年育成	●	●										●					●			●	
社会教育	●	●											●	●	●	●				●	
地域活性化	●	●									●	●							●	●	

※市を単位とした連合組織（連合会や協議会等）がある団体は「○」、ない場合は「×」

代表的な地域団体等の一覧

分野	団体名	概要	主な活動内容	所管課
安心安全	スクールガード	地域住民や生徒の保護者等（PTA）のボランティアで、スクールガード・リーダーの指導を受けながら、通学路などの見守り活動を実施している。	通学路などの見守り活動	保健体育課
安心安全	スクールガード・リーダー	各自治体から委嘱された防犯の知識を有する者（警察官 0B や教職員 0B、見守り活動の経験が豊富な方等）で、防犯知識を活かした学校への巡回活動の指導を実施している。	(1) 学校、通学路の安全確認及び評価・指導 (2) スクールガードへの指導	保健体育課
安心安全	地域交通安全活動推進委員	道路交通に関するモラルを向上させ、交通安全の確保について住民の理解を深めるための諸活動のリーダーとして、公安委員会が委嘱するボランティア。 R5 現在、県内 248 人が活動している。	(1) 適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育 (2) 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進 (3) 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進 (4) 特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進 (5) 地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動 (6) 地域において活動する団体又は個人に対し、地域における交通の安全と円滑に資するための協力を要請する活動 (7) 地域における交通の安全と円滑に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動 (8) 地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、又はその活動を援助する活動 (9) 前記活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動	鹿児島県警
安心安全	地域安全モニター	地域で発生する事件・事故等の被害防止活動に努め、住民からの情報や要望・相談等を対象機関への申し入れなどを行い、安全で安心な住みよいまちづくりのために活動する。	(1) 事件・事故等の被害防止活動 (2) 住民の方々からの情報や要望・相談等を警察署等関係機関・団体への申し入れ	鹿児島県警 地区防犯団体連合会
安心安全	地区防犯団体連合会	地域安全活動、防犯思想の普及高揚、少年の非行防止、暴力排除運動の推進など、犯罪の未然防止を推進している防犯団体。 鹿児島市は警察署単位で中央、西、南の連合会がある。	(1) 盗犯予防活動の推進 (2) 少年非行防止活動の推進 (3) 風俗環境浄化活動の推進 (4) 暴力排除運動の推進 (5) 防犯団体の育成と活動の推進 (6) 防犯思想の普及高揚活動 (7) 高齢者に対する防犯対策 (8) 覚醒剤等薬物乱用防止対策の推進 (9) 地域安全活動の推進	鹿児島県警 鹿児島県防犯協会
安心安全	安心安全推進員	地域の安全確保に関する自主的な活動を推進することにより、市民が安心して暮らすことのできる安全なまちづくりに資するため、設置されている個人。市長が「鹿児島市安心安全アカデミーマスターコース」修了者の中から委嘱している。	(1) 安全確保に関する自主的な活動の率先実行（例えば、児童の登下校の見守り、危険箇所の点検、防犯パトロール、避難訓練など） (2) 防犯パトロール隊や自主防災組織等の組織化の推進及び活動支援 (3) 地域住民への安心安全に係る意識の普及・啓発 (4) 地域住民への安心安全に係る情報の提供 (5) 市の安心安全なまちづくり施策への協力	安心安全課
安心安全	児童通学保護員	児童の登校時における道路交通の安全を保持する。	小学校長が指定した通学道路の一定場所において、登校時における児童の保護誘導及び通行方法の指導を行っている。	安心安全課
安心安全	スクールゾーン委員会	小・中学校、幼稚園、PTA、交番等の関係機関の代表で構成し通学路の安全について話し合う。	児童の通学する様子や学校周辺の危険箇所等の確認や意見交換・情報共有を行い、学校での指導に役立てる。	安心安全課 (補助金関連)
安心安全	自主防災組織	主に町内会単位で作られる組織で地域の人々が自発的に防災活動を行う。	(1) 防災訓練（避難訓練、初期消火訓練、救出・応急救護訓練、炊き出し訓練） (2) 防災研修会 (3) 防災点検 (4) 避難行動要支援者の支援 (5) 防災マップの作成	危機管理課

分野	団体名	概要	主な活動内容	所管課
安心安全	消防団	火災や大規模災害発生時に自宅や職場から駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う。非常勤特別職の地方公務員。	(1) 平常時：訓練のほか、応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動など (2) 火災発生時：消火活動、 (3) 大規模災害発生時：救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょ活動など	警防課
安心安全	防火協力会	自らの暮らしを火災から守る防火組織として、町内会と消防署をつなぐ役割を担う。校区や町内会単位で組織されている。	(1) 火災予防運動期間について単位団体に周知・広報し、地域ごとの防火訓練等を促す。 (2) 年末防火運動について単位団体に周知・広報し、火災予防について呼びかけを行う。	予防課
環境	衛生組織連合会	町内会を単位組織として、ごみステーション美化、まち美化推進、地球温暖化対策、不法投棄対策の4つの専門部ごとに年間を通して、行政と連携を図りながら、その対策に取り組む。	<R5年度活動予定> (1) 地域ぐるみで自主的に美化清掃の推進に努める。 (2) 分別の徹底、減量化・資源化、ごみ出しマナーの啓発に努める。 (3) ごみのポイ捨て禁止、犬・猫の糞害防止の啓発活動の推進を図るとともに、ねずみ、衛生害虫のいないまちづくりに努める。 (4) 不法投棄防止の啓発活動の推進を図る。 (5) 校区（地区）環境診断、校区（地区）研修会等の開催を推奨し、美しく快適で住みよい地域づくりと相互の連絡調整を図る。 (6) 未加入団体（町内会未加入者を含む）の加入促進を図る。 (7) 永年にわたり環境衛生の改善向上に功労があった個人、団体等を表彰する。 (8) 大会等の開催 ①定期総会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5月 ②単位団团长及び衛生部長研修会（同時開催）・・・ 6月 ③美しいまちづくり運動・・・・・・・・・・・・ 10月・11月 ④施設見学研修会・・・・・・・・・・・・・・ 10月 ⑤ごみステーション美化推進活動	環境衛生課
環境	まち美化推進団体	町内会又は通り会等が市の認定を受け、市の支援を受けながら公共の場所における清掃活動や啓発活動を実施する。	毎月一回程度以上、公共の場所における清掃活動や啓発活動	環境衛生課
福祉	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。また、子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ことなどの相談・支援等を行う。	(1) 住民からの相談対応 (2) 地域の見守り活動 (3) 関係機関との連絡調整 <年間活動日数平均：164日>	地域福祉課
福祉	高齢者クラブ	地域を基盤とし、おおむね60歳以上の高齢者を会員とし、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、仲間づくりに取り組む。	(1) 健康づくり (2) 地域交流・支え合い活動（在宅訪問や見守り活動、世代間交流、研修旅行や伝統工芸） (3) ボランティア活動（清掃や緑化活動など）	長寿支援課 （補助関連）
福祉	お達者クラブ	市内に居住するおおむね65歳以上を会員とし、外出の機会が少ない方や介護予防をめざす。	(1) 体操（らくらく体操やよかよか体操等）やレクリエーション (2) 歌や折り紙等の活動 (3) 健康講座（認知症予防・生活習慣病予防・転倒予防・低栄養予防・口腔機能予防等）	各保健センター・ 保健福祉課
福祉	こども食堂	NP0や地域の有志が定期的に食堂を開き、子どもが一人でも安心して来られるよう、無料又は低額で食事を提供する。	定期的（月に数回）な食堂の開催	こども福祉課
福祉	校区社会福祉協議会	校区内の様々な福祉の課題を少しでも良い方向に導くために、いろいろな団体が参加し福祉について話し合い、活動する。	(1) さりげない見守り活動 (2) ふれあい子育てサロン (3) 福祉に関する講座・研修 (4) 地域交流活動（グラウンドゴルフ大会など）	地域福祉課
社会教育	あいご会	子どものあるなしに関わらず、全市民が進んで協力し、心身ともに健全な子どもを育てることを目的に活動する。町内会内で組織されていることが多い。	(1) 異年齢の子ども同士の遊びや様々な体験活動の実施（川遊び、伝統芸能や行事の継承、ボランティア、宿泊体験など） (2) 会員の交流や親睦を図る活動（新1年生を祝う会、ハロウィンなど） (3) 地域の健全な環境づくりを図る活動（危険箇所点検、KYT研修など）	青少年課

分野	団体名	概要	主な活動内容	所管課
社会教育	家庭教育学級	家庭教育の重要性を認識し、家庭環境や家庭教育のあり方についての理解を深め、健全な子どもの育成や親としての資質の向上を図ることを目的とする。実施機関は小・中学校。	保護者が家庭教育に関する以下のような学習を一定期間にわたって計画的・継続的かつ集団的に行う。 例) 基本的な生活習慣、食に関する教育、人権・いじめ問題、ネット問題(依存、モラル等)、防災・減災、消費者問題、性に関する教育、家庭学習の習慣化など	生涯学習課
社会教育	父親セミナー	青少年、特に中学生の思春期特有の悩みなどの解決には、父親の家庭教育への参画が重要であることを認識するとともに、家庭及び地域社会における父親の役割についての理解を深め、健全な青少年の育成を図ることを目的とする。実施機関は中学校。	父親が家庭教育に関する以下のような学習を一定期間にわたって計画的・継続的かつ集団的に行う。 例) 子育てにおける父親の役割、人権・いじめ問題、ネット問題(依存、モラル等)など	生涯学習課
社会教育	成人学級	社会の変化に対応できる能力や豊かな社会生活に必要な教養の向上を図ることを目的とする。実施機関はコミュニティ協議会。	青年から高齢者までの男女を対象とした、ワープロ、パソコン、郷土史、健康、スポーツ等といった幅広いテーマについて学ぶ。	生涯学習課
社会教育	女性学級	女性の自発的な学習意欲に基づき、豊かな人間性を培うとともに、その資質や能力の向上を図ることを目的とする。実施機関はコミュニティ協議会。	女性の生涯の各時期における学習課題や身近な生活課題、地域課題に関すること等について学ぶ。	生涯学習課
社会教育	P T A	青少年の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実に努めるため、会員相互の学習その他必要な活動を行う。	保護者が以下のような活動を一定期間にわたって計画的・継続的かつ集団的に行う。 例) 資源回収、バザー、青少年健全育成、給食試食会、持久走交通整理、下校指導、補導、通学路の点検、ベルマーク運動、PTA新聞の発行、家庭教育、人権教育、親子体験講座、奉仕作業(愛校作業)など	生涯学習課
社会教育	おやじの会	父親の家庭及び地域の教育へのかかわりを重要視し、家庭や地域において子どもに目を向け、ふれあいの機会を広げるなど、親としての役割を高め、健全な青少年の育成を図ることを目的として活動する父親の集まり。	保護者が以下のような活動を一定期間にわたって計画的・継続的かつ集団的に行う。 例) 奉仕活動(通学路の除草作業、学校林の下払い等)、スポーツ活動、リサイクル活動、街頭補導、PTAバザーへの協力、PTA奉仕作業への協力、運動会への協力、通学路の安全点検、地域の伝統行事や伝統芸能の継承活動への協力、学校施設点検への協力、校区の「史跡巡り」や「歩こう会」の実施等	生涯学習課
社会教育	学校支援ボランティア	地域のボランティアが小・中学校に対し学習支援や読み聞かせ、登下校の安全指導などを行う。	(1) 学習指導(毛筆・硬筆、社会科見学の引率、ミシン操作の指導等) (2) 環境整備(花の苗づくり、樹木の剪定等) (3) 安全確保(登下校時の安全確保、見守り等) (4) 学校行事等(遠足等の引率の補助、本の読み聞かせ等)	生涯学習課
社会教育	学校運営協議会	地域の代表や学校関係者、有識者等で構成される組織で学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく。	各小・中学校において、以下のような内容について協議する。 (1) 校長が作成する学校運営の基本方針への承認 (2) 学校運営に関して教育委員会又は校長に意見を述べること (3) 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べること	学務課
社会体育	スポーツ推進委員	市民スポーツの普及・振興に資することを目的として、市長から委嘱された市の非常勤職員で、地域と行政のパイプ役として、地域スポーツ・レクリエーションの実技指導やスポーツ大会等の指導・助言、調整等を行うとともに、市主催のスポーツ教室等の運営に協力している。	地域住民の健康づくり・仲間づくりを進め、明るく豊かな地域づくりのため、組織育成やスポーツ教室での実技指導・補助やスポーツ行事の企画・運営などを行っている。	スポーツ課
社会体育	地域スポーツクラブ	地域住民が自主的に運営するスポーツクラブ。	小・中学校の体育館や校庭、運動場を活用し球技や陸上競技等を児童から一般まで幅広い層を対象に定期的に活動する。	鹿児島市スポーツ振興協会
社会体育	運動普及推進員	市民の健康づくりのために、運動の必要性や大切さ、実際の動きなどを声かけ、実践し、運動の普及啓発をするボランティア。	例) お達者クラブや健康教室等での運動普及、ウォーキング大会、保健センターでの講座等での運動実践、保健センターや鹿児島市の健康まつり、おはら祭などのイベントへの参加等。	各保健センター・保健福祉課

<問い合わせ先>

鹿児島市地域づくり推進課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL: 099-216-1214

Mail: chi-community@kagoshima.lg.jp